

杉並区立学校モバイルルータ貸与要綱

令和3年4月1日
杉教第560号

(目的)

第1条 この要綱は、家庭にWiFiによるインターネット接続環境が整っていない杉並区立学校に在籍する児童生徒へのモバイルルータの貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(モバイルルータの管理)

第2条 モバイルルータの管理は、学校内又は校外学習で使用している場合は、貸与を行った児童生徒が在籍する学校の校長が行う。それ以外においては、児童生徒の保護者が行うものとする。

(貸与対象)

第3条 モバイルルータ貸与の対象は、区立学校に在籍する児童生徒のうち、家庭にWiFiによるインターネット接続環境のない者とする。

(使用料)

第4条 モバイルルータの貸与は、無償とする。

(貸与台数)

第5条 貸与するモバイルルータは、家庭につき1台とする。

(貸与期間)

第6条 モバイルルータの貸与期間は、1年間とし、在籍期間中はその期間の更新を認めるものとする。なお、更新は保護者からの校長への申し出により行うものとする。

(貸与申込)

第7条 モバイルルータの貸与を受けようとする児童生徒の保護者は、モバイルルータ貸与申込書兼使用同意書(第1号様式。以下「申込書兼使用同意書」という。)を在籍校の校長に提出するものとする。

(貸与承認)

第8条 校長は、申込書兼使用同意書の提出があったときは、当該児童生徒の学籍を確認の上、貸与の可否を決定する。なお、申込書兼使用同意書は、児童生徒が在籍する期間について在籍校で保管を行うものとする。

(貸与管理簿)

第9条 校長は、モバイルルータ貸与管理簿(第2号様式)に、貸与日、児童生徒名、保護者名、端末番号を記載し、貸与期間中のモバイルルータの管理を行うものとする。

(引渡し)

第10条 モバイルルータの引渡しは、在籍校の教職員の立会いの上、在籍校で行う。

(返却)

第11条 校長は、貸与対象者が、次のいずれかに該当したときは、直ちにモバイルルータの返却を求めるものとする。

- (1) モバイルルータを第三者に譲渡又は転貸したとき。
- (2) モバイルルータを故意又は過失により破損させたとき。
- (3) 校長が適当な使用でないと判断したとき。

2 校長は、貸与対象者が在籍校を卒業するとき又は貸与対象者若しくはその保護者が在籍校からの転校を申し出たときは、あらかじめモバイルルータの返却を求めなければならない。

(紛失等)

第12条 貸与対象者が、モバイルルータを紛失した場合又は盗難の被害にあった場合は、貸与対象者の保護者は、校長に紛失等の連絡を行うものとする。また、併せて所轄警察署に該当する届出を行うものとする。

2 校長は、貸与対象者からモバイルルータの紛失又は盗難の被害にあったことの連絡を受けたときは、教育委員会事務局庶務課長にモバイルルータ紛失・盗難事故報告書（第3号様式）を提出するものとする。

3 教育委員会事務局庶務課長は、貸与対象者の保護者が所轄警察署に紛失又は盗難の届出を行っていないと確認したときは、代わって届出を行うものとする。

(損害賠償等)

第13条 区長は、故意又は過失によりモバイルルータを損傷させた者に損害の賠償を請求することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、貸与等に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。